

京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、京奈和自動車道紀の川 I C 付近から阪和自動車道上之郷 I C 付近へ直結させる自動車専用道路を「京奈和関空連絡道路」（以下「本道路」という。）と称し、本道路の早期実現を目指し建設促進することにより、地域産業経済の発展並びに災害・緊急時のほか、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の委員は、前条の目的に賛同する次の者をもって組織する。

貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、桜井市、橿原市、大和高田市、御所市、五條市、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町及び有田川町の各市町の長と議会議長。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、関係諸官庁への要望、提言、その他本道路の建設促進に必要な事業を行う。

第2章 役 員

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、委員のうちから総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、その期間は4月1日から翌々年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補充するものとし、補欠による委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、府県議会議員のほか公職にある者その他適当と認める者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の事業を円滑に進めるために、助言及び意見を述べることができる。

(賛助会員)

第10条 本会に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、加盟した団体とする。

3 賛助会員は、本会の事業を円滑に進めるために、助言及び意見を述べることはできるが、総会における議決権は持たない。

第3章 運 営

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、会長市町に事務局を置く。

2 副会長市町は、必要に応じて事務局を補佐する。

(会議等)

第12条 本会の運営は、総会の決議による。

2 総会は、毎年1回とする。ただし必要に応じて会長が臨時に召集することができる。

3 総会の議事は、出席者（代理を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、事務担当者会議を招集する。

(書面会議)

第13条 総会は、特定の緊急事案や重要事項について、総会を開催せずに書面による決議を行うことができる。書面決議は、総会の全員が同意する場合に有効とする。

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、総会の決議によらなければならない。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

第4章 経 費

(経費)

第16条 本会の運営に要する費用は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、泉佐野市及び紀の川市が負う。

(会計)

第17条 本会の会計事務は、事務局が処理する。

(事業及び会計年度)

第18条 本会の事業計画及び報告並びに予算及び決算は、総会において決議又は認定を受けなければならない。

2 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成27年7月12日から施行する。

附 則 (平成30年10月14日)

この会則は、平成30年10月14日から施行する。

附 則 (令和5年1月4日)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月18日)

この会則の変更は、全委員の同意により書面決議によって行い、書面における意思表示は、総会の議事録に記載する。

この会則は、令和5年8月18日から施行する。